明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

2　補助金の交付を受けて設置された再生可能エネルギー発電設備について、当該補助金に係る交付要綱等に基づき当該補助金を返還した場合には、その旨を経済産業大臣に申し出ることができる。

3　経済産業大臣は、前項の申出があった場合は、当該申出に係る再生可能エネルギー発電設備に適用される調達価格を第一項の規定に基づき算定した額とし、当該調達価格を当該申出を行った者に通知するものとする。

（法の施行の日前に発電を開始した再生可能エネルギー発電設備に係る調達期間）

第四条　法の施行の日（平成二十四年七月一日）前に再生可能エネルギー電気の発電を開始した再生可能エネルギー発電設備に係る調達期間は、本則並びに附則第六条及び第七条の規定にかかわらず、本則並びに附則第六条及び第七条に規定する調達期間から、発電開始日（試運転を終えた後に再生可能エネルギー電気の発電を開始した日をいう。）から同法の施行の日（平成二十四年七月一日）までの期間に相当する期間を除いた期間とする。

（新エネルギー等認定設備であったものに係る調達期間）

第五条　法第九条第三項の認定を受ける前に法附則第四条に規定する新エネルギー等認定設備として再生可能エネルギー電気の発電を行っていたものに係る調達期間は、本則の規定にかかわらず、本則に規定する調達期間から、当該発電を行っていた期間（試運転を行っていた期間を除く。）に相当する期間を除いた期間とする。

（平成二十七年四月一日以前の旧認定に係る未利用の木質バイオマス発電に係る調達価格等）

第六条　平成二十七年四月一日以前に旧認定（旧変更認定を受けた場合にあっては、当該旧変更認定）を受けた再生可能エネルギー発電設備であって、第六条第二項の表第二号又は第三号に掲げる設備に係る調達価格は、同条第一項の規定にかかわらず、それぞれ同条第二項の表第二号又は第三号の調達価格の欄に掲げる価格とする。

2　前項に掲げる設備に係る調達期間は、第六条第一項の規定にかかわらず、同条第二項の表第二号又は第三号の調達期間の欄に掲げる期間から、供給開始日から平成二十七年四月一日までの間に相当する期間を除いた期間とする。

（旧接続請求者に係る調達価格等）

第七条　改正法附則第五条第一項又は第六条第一項（整備令第四条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により、太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット未満のものに係る旧法第五条第一項に規定する接続の請求（以下「旧接続請求」という。）を行う場合であって、当該接続に係る契約の締結の日（当該旧接続請求を行う改正法附則第五条第一項に規定する旧接続請求者の責に帰すべき事由によらず、当該契約の申込みの内容を記載した書面の当該契約に係る一般送配電事業者等による受領の日から起算して二百七十日を経過した日までに当該契約の締結に至らない場合にあっては、当該経過した日。以下この項及び次項において同じ。）が平成二十九年四月一日以降であるときは、当該設備に係る調達価格等は、当該契約の締結の日を法第九条第三項の認定の日とみなして、第二条第六項の規定を適用する。

2　改正法附則第五条第一項又は第六条第一項の規定により、太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット以上のものに係る旧接続請求を行う場合であって、当該接続に係る契約の締結の日が平成二十九年四月一日以降であるときは、当該設備に係る調達価格等は、当該契約の締結の日を法第九条第三項の認定の日とみなして、第二条第七項の規定を適用する。この場合において、当該契約に係る設備が法第四条第一項の規定により経済産業大臣が指定する再生可能エネルギー発電設備の区分等に該当するときは、当該設備は太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット以上二千キロワット未満のものとみなす。

3　改正法附則第五条第一項又は第六条第一項の規定により、風力発電設備であって、その出力が二十キロワット未満のものに係る旧接続請求を行う場合であって、当該接続に係る契約の申込みの内容を記載した書面の当該契約に係る一般送配電事業者等による受領の日が平成二十九年四月一日以降であるときは、当該設備に係る調達価格等は、当該受領の日を法第九条第三項の認定の日とみなして、第三条第三項の規定を適用する。

4　改正法附則第五条第一項又は第六条第一項の規定により、風力発電設備であって、その出力が二十キロワット以上のものに係る旧接続請求を行う場合であって、当該接続に係る契約の申込みの内容を記載した書面の当該契約に係る一般送配電事業者等による受領の日が平成二十九年四月一日以降であるときは、当該設備に係る調達価格等は、当該受領の日を法第九条第三項の認定の日とみなして、第三条第四項の規定を適用する。

5　改正法附則第五条第一項又は第六条第一項の規定により、水力発電設備に係る旧接続請求を行う場合であって、当該接続に係る契約の申込みの内容を記載した書面の当該契約に係る一般送配電事業者等による受領の日が平成二十九年四月一日以降であるときは、当該設備に係る調達価格等は、当該受領の日を法第九条第三項の認定の日とみなして、第四条第三項の規定を適用する。

6　改正法附則第五条第一項又は第六条第一項の規定により、地熱発電設備に係る旧接続請求を行う場合であって、当該接続に係る契約の申込みの内容を記載した書面の当該契約に係る一般送配電事業者等による受領の日が平成二十九年四月一日以降であるときは、当該設備に係る調達価格等は、当該受領の日を法第九条第三項の認定の日とみなして、第五条第二項の規定を適用する。

7　改正法附則第五条第一項又は第六条第一項の規定により、バイオマス発電設備に係る旧接続請求を行う場合であって、当該接続に係る契約の申込みの内容を記載した書面の当該契約に係る一般送配電事業者等による受領の日が平成二十九年四月一日以降であるときは、当該設備に係る調達価格等は、当該受領の日を法第九条第三項の認定の日とみなして、第六条第三項の規定を適用する。

○経済産業省告示第三十六号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十九号）の施行に伴い、及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第三条第十二項の規定に基づき、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の効率的な利用を促進するため誘導すべき再生可能エネルギー電気の価格の水準に関する目標を次のように定めたので、同条第十四項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年三月十四日

経済産業大臣　世耕　弘成

電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の効率的な利用を促進するため誘導すべき再生可能エネルギー電気の価格の水準に関する目標

電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の効率的な利用を促進するため誘導すべき再生可能エネルギー電気の価格の水準に関する目標（以下「価格目標」という。）については、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第3条第1項に規定する調達価格（以下「調達価格」という。）に限らず、調達価格に関する電源ごとの発電コスト及び研究開発に係る支援や導入に向けた環境整備等のコスト低減を図る施策の方向性等も含むものとし、次のとおりとする。

1　太陽光発電

(1)　太陽光発電設備であって、その出力が10kW未満のもの

再エネ特措法に基づく再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度（以下「固定価格買取制度」という。）からの電源自立化に向けて、調達価格の水準が、2019年には一般家庭における１kWhあたりの電気料金の水準、2020年以降は早期に電気事業法（昭和39年法律第170号）第98条第１号に規定する卸電力取引市場において売買取引される価格の水準となることを目指す。

(2)　太陽光発電設備であって、その出力が10kW以上のもの

固定価格買取制度からの電源自立化に向けて、発電コストの水準が、2020年に14円／kWh、2030年に７円／kWhとなることを目指す。